

岐阜県立白鳩学園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成27年11月5日

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

1 施設の概要

名称	岐阜県立白鳩学園
所在地	岐阜県恵那市大井町2716番13号
設置目的	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設の管理運営を行い、児童ひとりひとりの症状に応じた適切な健康管理のもとに、生活指導と勉学指導を援助の重点とし、自立に向けた取り組みを行うことを目的とする。
根拠条例	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

平成27年8月13日から平成27年9月14日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

7 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者を岐阜県立白鳩学園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）